

「これって、おかしくない？」

—事業者による不当行為をなくすための無料電話相談会のお知らせ—

NPO法人消費生活ネットワーク新潟では、事業者からの不当な勧誘行為、不当な契約条項、不当な表示について、消費者のみなさまからの情報提供をもとに、事業者に対する差し止め請求を行っています。

例えば…



インターネットで健康食品をお試しで買ったつもりなのに、何回も届く定期購入契約だった…

1年以上先の晴れ着レンタル。契約して2日後に解約したら、キャンセル料で20%請求された…

アパートから引っ越した後、大家から、家具による床のへこみの修理代などを請求された…



事業者による不当行為で悩んでおられる方のために、**弁護士による無料の電話相談会**を実施します。「これって、おかしくない？」と感じられたら、お気軽にご相談下さい。被害救済の方策についても相談可能です。

日 時	2018年1月27日(土) 午前10時～午後4時まで
相談方法	電話相談(予約不要)
相談料	無料(通話料は相談者の方のご負担となります)
電話番号	025-283-2900(当日限り)

(本件に関するお問合せ)

NPO法人消費生活ネットワーク新潟事務局
新潟県新潟市中央区新光町6番地6(新潟県生協連内)
電話 025-285-8916